

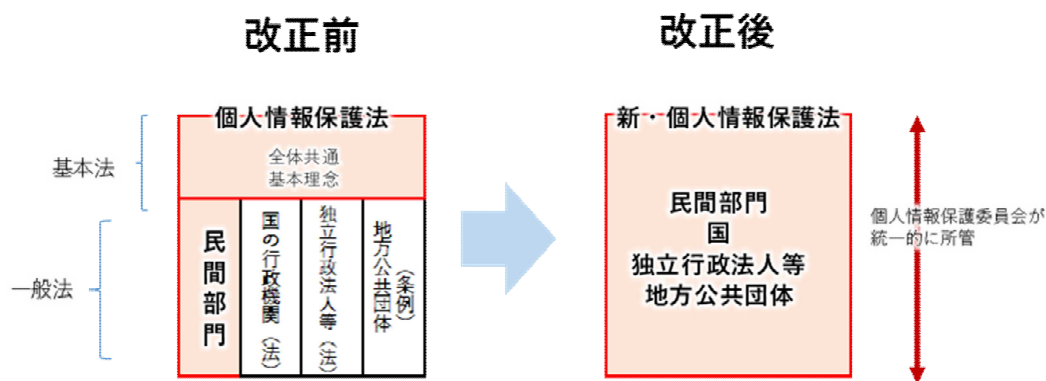
# 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について（全部改正）

総務部 総務室

- ◆ 令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において「個人情報の保護に関する法律」が改正（以下「改正法」という。）され、令和5年4月から地方公共団体にも改正法が適用されるため「箕面市個人情報保護条例」を全部改正し、改正法の委任に基づく「箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。
- ◆ また、個人情報保護制度と密接な関連がある情報公開制度について、改正法の内容を踏まえ、両制度における隔たりがないよう開示決定期限等の改正を行います。

## 1 「個人情報の保護に関する法律」の改正の趣旨について

- (1) 現在は、国の行政機関や、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において個人情報に関する法令や条例が異なるため、縦割りに起因する規制の不均衡や不整合が生じていましたが、改正法の施行後は、全ての機関、法人、事業者等に改正法が適用されるため、全国統一的に個人情報保護制度が運用されることとなります。
- (2) 国の独立規制機関である「個人情報保護委員会」が、個人情報の取り扱いを一元的に監視監督する体制が確立されました。



## 2 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例で定める事項

法の委任に基づいた事項及び法において条例で定めることができる事項のみ定めます。

### (1) 実施機関〔変更あり〕

改正法において、議会は法の適用対象外であること、土地開発公社は民間の規律が適用されるため、それぞれ現行条例の実施機関から除外します。

(2)開示請求に係る手数料〔現行と同じ〕

現行条例同様、手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の負担のみ求めます。

(3)存否応答拒否処分に係る箕面市情報開示審査会への報告について〔現行と同じ〕

現行条例と同様に、存否応答拒否(※)により開示請求を拒否した場合、箕面市情報開示審査会に報告します。

※「存否応答拒否」自己情報の開示請求の際に「保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるとき」はその存否を明らかにしないで当該請求を拒否すること。

(4)箕面市個人情報保護制度運営審議会について〔諮問範囲に変更〕

市が施策を講ずる場合等に、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合に、審議会等に諮問することができます。

具体的には、条例改正の検討や「安全管理措置」、「目的外利用等に係る内部手続」等の詳細なルール等について諮問事項とする規定を設けます。

(5)運用状況の報告について〔現行と同じ〕

現行条例と同様に、年に1回、自己情報開示等の状況について議会に報告するとともに、市民に公表します。

## 〔参考〕改正法が適用されることによる現行制度からの変更点

〔条例に定めずとも、改正法で決められている事項〕

(1)個人情報の定義について

個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、死者の情報が除かれます。

よって、死者に関する個人情報の取り扱いについては、個人情報保護制度とは別に、法令に抵触しない限度で、今後検討していく予定です。

(2)現行制度における目的外利用等の例外である「箕面市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益上必要があると認められた場合」の規定は、改正法にはないため、市が事務を実施する際に目的外利用等が必要な場合は、実施機関が法解釈に基づき判断します。

(3)個人情報ファイル簿について

1000人以上の個人情報ファイル簿が、作成・公表の対象となります。

(4)開示請求等について

開示決定期限等について改正法のとおりとするため次のように変更となります。

項目	改正前	改正後
開示決定	請求のあった日から起算して15日以内。延長は15日を限度とする。	請求のあった日から30日以内。延長は30日を限度とする。
訂正、削除または利用の中止	請求のあった日から起算して30日以内。延長は15日を限度とする。	請求のあった日から30日以内。延長は30日を限度とする。

また、新たに「期限の特例(※)」の措置が設けられます。

※開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合、まずは相当の部分につき開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定すれば足りることを規定しています。

### 3 箕面市情報公開条例の一部改正について

個人情報保護制度における自己情報の開示請求の開示決定期限を改正法のとおりとするため、個人情報保護制度と密接な関連がある情報公開制度について、両制度における隔たりがないよう一部改正を行います。

項目	改正前	改正後
開示決定期限	請求のあった日から起算して15日以内	請求のあった日から30日以内
延長期限	15日を限度として延長	30日を限度として延長
期限の特例	開示請求のあった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合	開示請求のあった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことに著しい支障が生ずる場合

### 4 その他の条例改正

箕面市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係規定の整備のため下記の条例を一部改正します。

- ・箕面市情報開示審査会条例
- ・箕面市暴力団排除条例
- ・箕面市情報システムの管理運営に関する条例

### 5 施行期日

令和5年4月1日

第 号議案

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和四年 月 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例

箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道企業管理者、競艇事業管理者、病院事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。（費用負担及び手数料）

第三条 法第八十七条第一項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

2 法第八十九条第二項の条例で定める額は、零円とする。

（保有個人情報の存否応答の拒否に関する報告）

第四条 実施機関は、法第八十一条の規定により保有個人情報の開示請求

を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を箕面市情報開示審査会条例（平成八年箕面市条例第三号）の規定により設置された箕面市情報開示審査会に報告しなければならない。

（審議会の設置）

第五条 法第二百二十九条に規定する合議制の機関として、箕面市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

一 この条例の改正又は廃止に関すること。

二 法第六十六条第一項の規定により講ずる措置の基準に関すること。

三 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

四 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べるものとする。

（審議会の組織及び委員）

第六条 審議会は、委員八名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一 個人情報の保護に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者

二 個人情報の保護に係るを有する市民団体等の代表者

3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

（審議会の会長）

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第八条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営に関する委任）

第九条 第五条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

（運用状況の公表）

第十条 市長は、毎年一回、各実施機関の保有個人情報の開示等について、運用状況を取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表しなければならない。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の箕面市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第二条第二号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者若しくはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第三条第二項の規定によるその職務上知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報(以下この条において「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない責務又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者に係る旧条例第十二条第二項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第十三条第一項、第二項若しくは第三項、第十四条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項又は第十六条の二の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示並びに訂正、保有一般個人情報の削除並びに利用等の中止及び保有特定個人情報の削除、利用の中止並びに外部提供の中止については、なお従前の例に

よる。

5 この条例の施行の際現に旧条例第二十二条第四項に規定する委員である者又は施行日前において委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後においても、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第二十四条第一項の規定により箕面市情報開示審査会に対してなされている諮問は、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定によりなされた諮問とみなす。

7 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは施行日前において旧実施機関の職員であった者又は施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第二条第四号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を取り扱う事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各項の罰金刑を科する。

10 前三項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者



にも適用する。

11 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第十条第一項に規定する行為を除く。）及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（箕面市情報開示審査会条例の一部改正）

12 箕面市情報開示審査会条例（平成八年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項」に改める。

第二条第一項中「平成十七年箕面市条例第二号」の下に「。以下「情報公開条例」という。」を加え、「箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）第二十四条第一項の規定により実施機関からの」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第一百五条第三項において準用する同条第一項の規定による」に改め、同条第二項中「実施機関」の下に「（情報公開条例第二条第一号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第四条中「箕面市情報公開条例」を「情報公開条例」に改める。

第十条第一項中「ときは、」の下に「第二条第一項の規定により」を、「実施機関」の下に「（以下「諮問実施機関」という。）」を加え、「箕面市情報公開条例」を「情報公開条例」に、「自己情報開示等の決定等（箕面市個人情報保護条例第十八条第一項の自己情報開示等の決定等）を「保有個人情報開示等の決定等（法に基づく開示決定等、訂正決定等

又は利用停止決定等」に、「自己情報開示等の決定等」を「保有個人情報開示等の決定等」に改め、同条第二項中「実施機関」を「諮問実施機関」に、同条第三項中「諮問をした実施機関」を「諮問実施機関」に改め、「開示決定等」の下に「又は保有個人情報開示等の決定等」を加え、同条第四項中「(平成二十六年法律第六十八号)」を削り、「諮問をした実施機関」を「諮問実施機関」に改める。

(箕面市情報公開条例の一部改正)

13 箕面市情報公開条例(平成十七年箕面市条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「起算して十五日」を「三十日」に改め、同条第二項中「十五日」を「三十日」に改める。

第十四条第一項中「起算して三十日」を「六十日」に、「三十日」を「六十日」に、「すべて」を「全て」に改める。

(箕面市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

14 施行日前に前項の規定による改正前の箕面市情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求があった場合における開示決定等の期限は、前項の規定による改正後の箕面市情報公開条例第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(箕面市情報システムの管理運営に関する条例の一部改正)

15 箕面市情報システムの管理運営に関する条例(平成十六年箕面市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「箕面市個人情報保護条例(平成二年箕面市条例第一号)第二条第四号」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第一項」に改める。

第七条中「箕面市個人情報保護条例第七条の規定により収集された」

を「個人情報の保護に関する法律第六十一条の規定により保有する」に改める。

（箕面市暴力団排除条例の一部改正）

16 箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）第二条第二号に規定する実施機関」を「箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年箕面市条例第 号）第二条第二項に規定する実施機関及び議会」に、「同条第一号」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項」に改め、「本人以外から」を削る。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正により同法が地方公共団体に適用されることに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。